
平成25年度 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会
横浜市都市美対策審議会表彰広報部会
合同部会

次 第

日 時 平成26年 1月28日（火）午後3時から午後5時まで

会 場 横浜市開港記念会館 2階9号室

次 第

- ・ 開 会
- ・ 各部会委員紹介
- ・ 議事
 - 1 座長の決定について
 - 2 第7回横浜・人・まち・デザイン賞について
 - 3 その他
- ・ 閉 会

資 料

「横浜・人・まち・デザイン賞」の概要	(資料1)
横浜まちづくり顕彰事業の推移	(資料2)
スケジュールについて	(資料3)
各部会で出された主な意見とその対応について	(資料4)
選考方法等について	(資料5)
募集リーフレット案	(資料6)
募集ポスター案	(資料7)
広報について	(資料8)
横浜まちづくり顕彰事業実施要綱	(資料9)
横浜まちづくり顕彰事業実施細目	(資料10)
第9回横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会議事録	(資料11)
第9回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会議事録	(資料12)

平成25年度横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会
及び横浜市都市美対策審議会合同部会委員名簿

開催日時：平成26年1月28日（火） 午後3時から午後5時まで

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会

	氏名（敬称略）	現職等
部会長	山家 京子	神奈川大学工学部建築学科教授
委員	岩松 二郎	市民（公募委員）
〃	川原 晋	首都大学東京都市環境学部自然・文化ツーリズムコース准教授
〃	小渡 佳代子	株式会社小渡建築設計室代表取締役
〃	吉武 美保子	特定非営利活動法人よこはま里山研究所主任研究員

欠席

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会

	氏名（敬称略）	現職等
部会長	佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授
委員	金子 修司	横浜商工会議所
〃	鈴木 智恵子	エッセイスト
〃	関 和明	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科教授
〃	竹谷 康生	市民委員

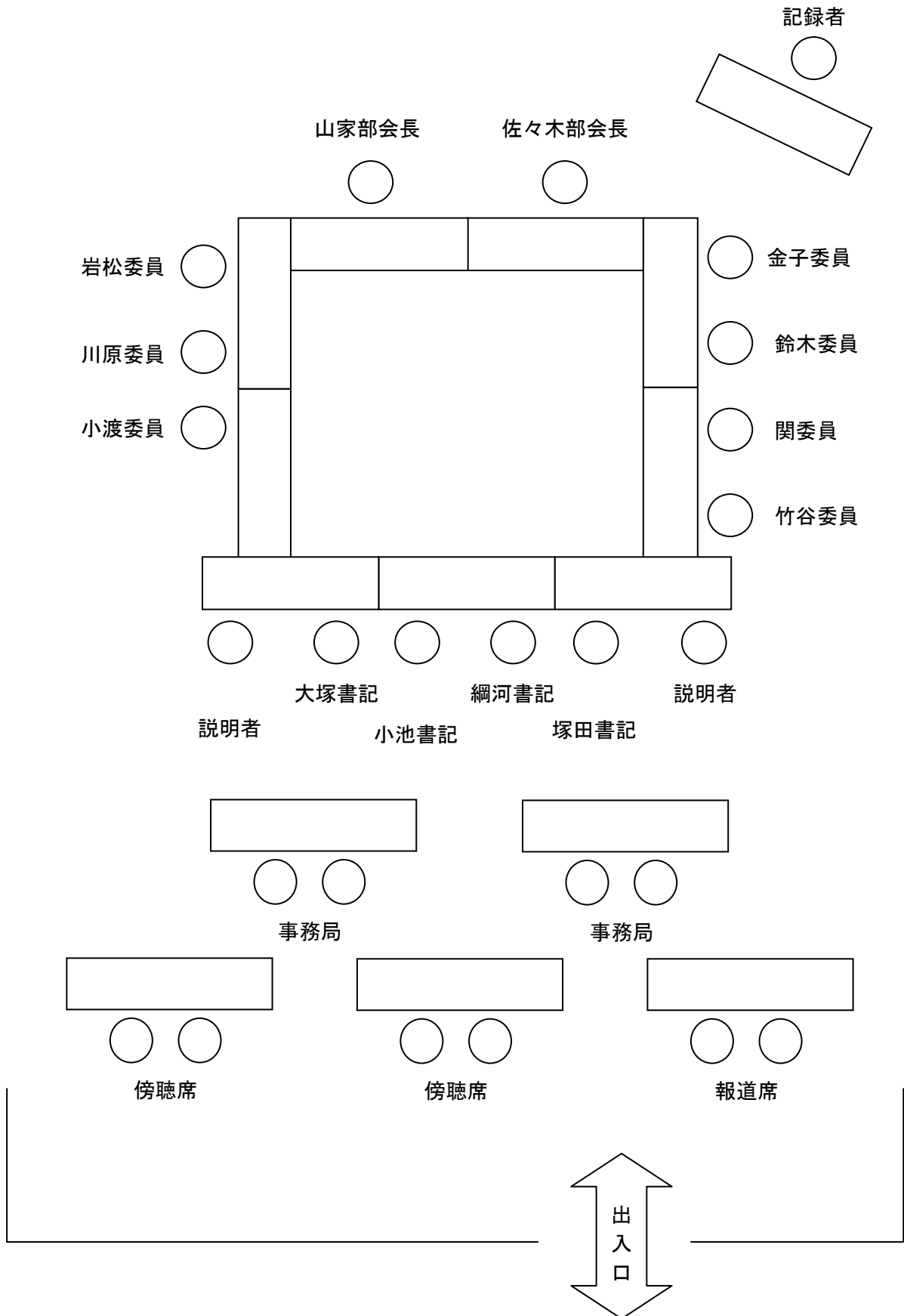
事務局

書記	青木 治	横浜市都市整備局担当理事（企画部長）
〃	小池 政則	横浜市都市整備局地域まちづくり部長
〃	大塚 宏	横浜市都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長
〃	綱河 功	横浜市都市整備局企画部都市デザイン室長
〃	塚田 洋一	横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

欠席

【平成 25 年度横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会及び
横浜市都市美対策審議会表彰広報部会合同部会座席表】

会場：横浜市開港記念会館 2階9号室



「横浜・人・まち・デザイン賞」の概要

「横浜・人・まち・デザイン賞」は、横浜市内のまちづくりの推進に寄与することを目的として、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「地域まちづくりの取組」と、「まちなみを構成する建築物等」を顕彰し、その担い手を表彰するものです。

本賞は、「地域まちづくり部門」と「まちなみ景観部門」の2部門で構成され、市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて表彰しています。

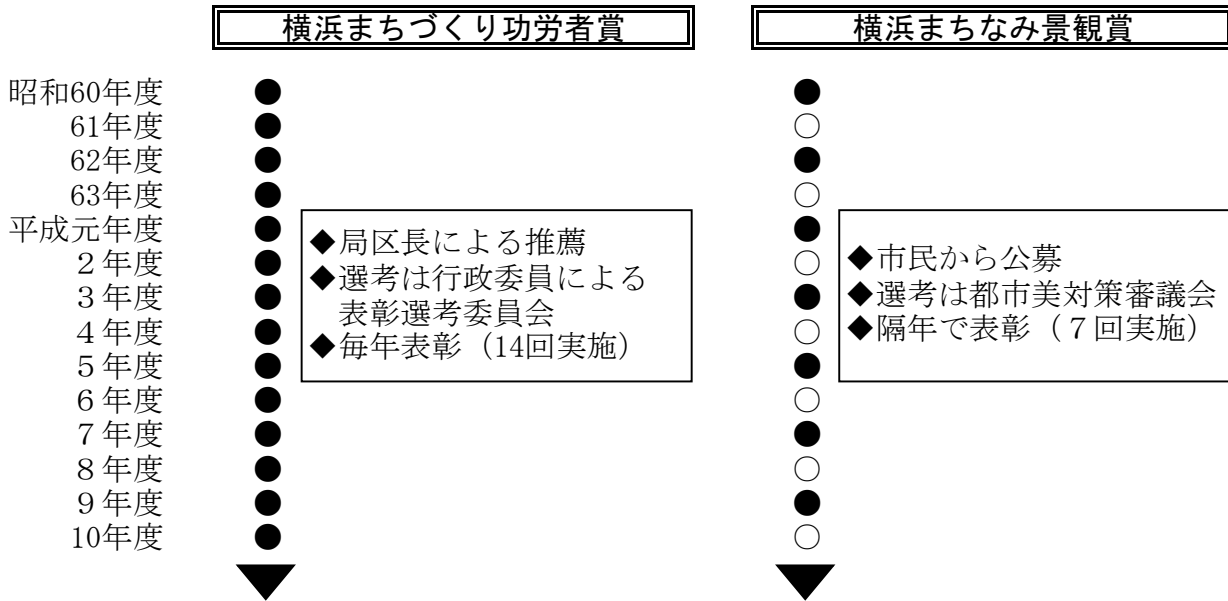
今回の合同部会では、第7回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュールや募集概要など、両部門で共通する内容について審議します。

前回実績（第6回 横浜・人・まち・デザイン賞）

- 1 応募期間
平成 24 年 5 月 1 日～ 6 月 30 日
- 2 応募状況
 - ・地域まちづくり部門： 41 通（選考対象数 32 件）
 - ・まちなみ景観部門： 198 通（選考対象数 84 件）
- 3 表彰対象案件
 - ・地域まちづくり部門
本賞： 7 活動 8 主体
支援賞： 4 主体
 - ・まちなみ景観部門： 7 景観 24 主体
- 4 表彰式
平成 25 年 5 月 13 日（会場：横浜市長公舎）

横浜まちづくり顕彰事業の推移

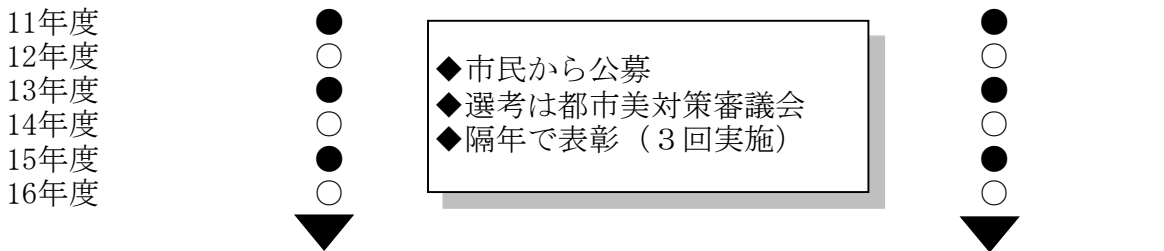
※ ●：募集年度



《まちづくりに関する2つの賞を整理統合し、21世紀の横浜のまちづくりに結びつく事例をより積極的に評価していくよう見直し》

横浜・人・まち・デザイン賞

まちづくり活動部門 まちなみ景観部門

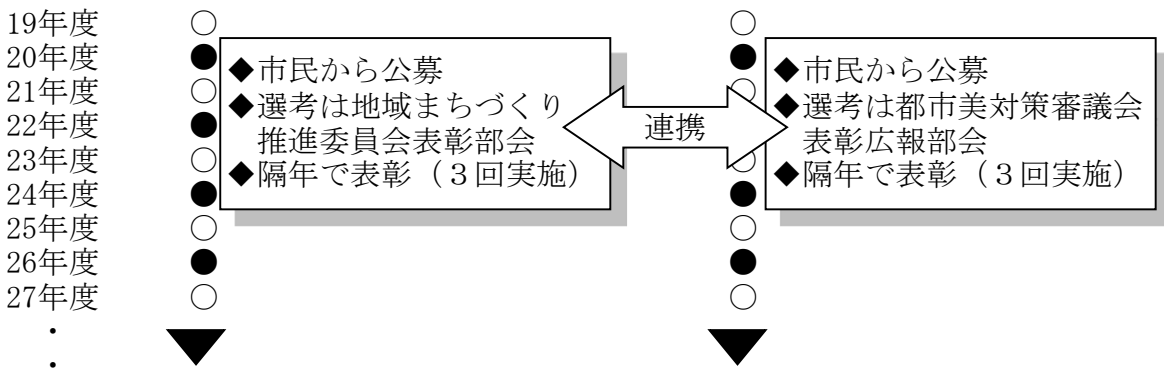


17年度 地域まちづくり推進条例施行

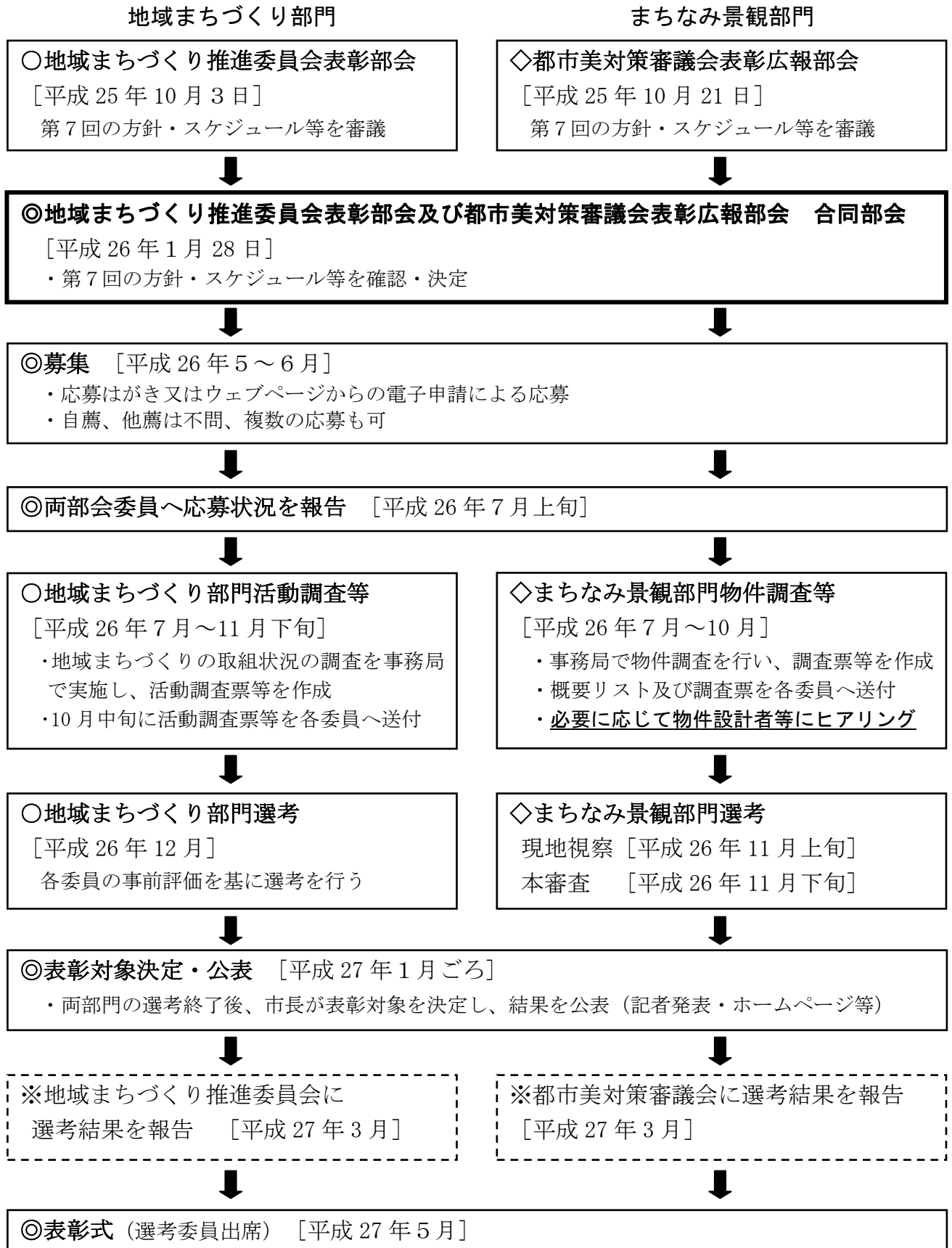
18年度 魅力ある都市景観の創造に関する条例施行

《各部門について、根拠条例が制定されたことをふまえ見直し》

地域まちづくり部門 まちなみ景観部門



スケジュールについて



各部会で出された主な意見とその対応について

【横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会（平成 25 年 10 月 3 日）】

- ① 地域まちづくりの概念は、条例で「安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組」となっているが、顕彰対象のまちづくり活動はもっと幅広いのではないかと。
⇒新たな選考の際、「地域まちづくり」の概念が原因で選考の対象外となっていないかを検証していただきたいと考えています。
- ② 応募区分が自薦と他薦では各グループの作成する資料の充実度に差が生じていると感じる。特に他薦の場合は記載内容が薄くなってしまう傾向がある。
⇒資料の内容が薄い場合は、事務局の追加調査で審査に支障が生じないようにします。
- ③ 審査資料への記載内容の多寡の差を改善するため、各団体に作成していただく資料に記載見本を添付してはどうか。
⇒各団体への依頼時に記載見本を添付します。
- ④ 審査資料の様式に活動目的を記載する欄があると、活動の動機や背景が明確になり、いっそう充実した審査を行うことができるのではないかと。また説明書きも平易にできないかと。
⇒各団体に活動目的を記載していただく欄を設け、説明書きも平易にします。
- ⑤ まちづくりというフレーズをアピールすることで、市民の皆さんへのいっそうの広がりが期待できるのではないかと。
⇒募集パンフレットの目立つ場所に、地域まちづくり部門とまちなみ景観部門の募集をしていることを表示することでアピールしていきます。また、パンフレットは継続しますが、チラシを廃止しポスターに変更することで人目に触れる機会の増加に努めます。

【横浜市都市美対策審議会表彰広報部会（平成 25 年 10 月 21 日）】

- ① 過去の受賞物件をめぐるバスツアーや、市で行っている他のイベントとの連携、過去の受賞者と連携した広報など、事業の普及を積極的に行ってほしい。
⇒関係部署等とも今後調整のうえ、可能な限り実施していきます。
- ② 受賞した物件を広く知ってもらうため、表彰した建物等に設置できるようなプレートを新たに作成できないかと。
⇒実現に向けて検討していきます。
- ③ この賞を受賞すると、市で実施している設計業務委託プロポーザルの際に応募資格条件の設計実績としてみなされる場合がある、というメリットをもっと PR した方が良いのではないかと。
⇒関係部署とも調整のうえ、募集ウェブページでの記載や業界団体への情報提供など、周知を行っていきます。
- ④ 表彰物件について、建物だけでなく土木構造物や公園なども対象に含まれていることをリーフレット等に記載できないかと。
⇒リーフレットに過去の受賞対象の例を記載するほか、「選考にあたって」として幅広い対象を候補としている旨を部会長のコメントとして記載します。

選考方法等について

※下線部分は第6回からの変更点

	地域まちづくり部門	まちなみ景観部門
根拠法令	● 横浜市地域まちづくり推進条例第15条 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。	● 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第17条 市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。
表彰対象	● 活動の主体となる団体及びその取組を支援した個人または団体を表彰します。	● 横浜市内のまちなみ、建築物、プロムナード、モニュメントなど景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。 ● 運営者として貢献した人や、ものづくりに貢献した人も表彰対象とする場合があります。
応募期間	● <u>平成26年5月1日～6月30日（2か月間）</u>	
応募要件	● 横浜市内における地域まちづくりであること。 ● おおむね3年以上の取組実績があること。 ● 過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものは対象外とします。	● 横浜市内に存する「まちなみ」や「建築物等」であること。 ● おおむね10年以内に新しく造られたものや、歴史的建造物等再生されたものであること。 ● 過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」まちなみ景観部門を受賞したものは対象外とします。
応募方法	● 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募 ● 自薦、他薦は不問、複数の応募も可	
両部門の振り分け調整	● 本人の意思を確認した上で錯誤と認められる案件については、事務局で振り分けを行います。 ● 両部門の応募・選考状況について、両部会委員に情報提供を行います。	
選考方法	● 実態調査（事務局作業） ・応募があった地域まちづくりに取り組んでいる団体には、応募後、 <u>選考に必要な内容を記載した書類を提出していただきます。（※様式の変更）</u> ・上記書類の内容について関連区局に照会を依頼。照会后、地域まちづくり課職員により適宜追加調査をし、活動照会票を作成します。 ・各委員へ活動調査票等を送付するとともに、各案件の応募要件について情報提供を行います。 ● 各委員による事前評価 ● 地域まちづくり推進委員会表彰部会による選考 ・事前評価資料及び審議をふまえ、委員一人5票を限度に投票し、委員の過半数の得票（3人以上の支持）があれば顕彰活動とする。 ・表彰対象案件の取組を支援した個人または団体を支援賞の表彰対象とするか審議します。 【表彰対象案件の活動を支援した個人又は団体の基本的な考え方】 ・まちづくりコーディネーター（専門家）、NPOなどのまちづくり支援団体等 ・今後の地域まちづくり活動支援のモデルとなるような顕著なもの ・活動団体を構成する組織や、活動団体と連携してその活動に取り組む団体、行政機関（市役所、区役所など）は対象外	● 実態調査（事務局作業） ・事務局が現地調査を行い、必要に応じて部門変更や応募要件に適合しない物件の除外を行った上で、応募物件選考用個票を作成し委員あてに送付します。 ・ <u>物件の詳細情報について不明な点等がある場合には、必要に応じて応募者、物件所有者等にヒアリングを行います。</u> ● 委員による現地調査 ・委員は応募物件選考用個票に基づき、各自で5～10件程度現地調査の希望物件を選定します。 ・希望が多い物件を中心に、現地調査を行う物件を事務局が選定します。 ・事務局でバス等を準備し、方面別に午前の部・午後の部に分けて現地調査を行います。 ● 都市美対策審議会表彰広報部会による選考 ・個票の審査、現地調査をふまえ、各委員が受賞候補物件を選考します。（事前選考） ・事前選考の内容を参考に受賞物件を選定します。（5件程度） ・部会での選考結果を都市美対策審議会に報告します。
選考基準	● 横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条第2項 ①公共性（地域社会への貢献） ②積極性 ③地域住民等の幅広い参加や他団体との連携 ④今後の活動の継続性・発展性 ⑤創意工夫	● 横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条第1項 ①地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの ②まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの ③歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの ④横浜らしさの演出に寄与しているもの ⑤都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取組が調和しているもの ⑥その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの
結果の公表	● 市長による表彰対象案件決定後、記者発表及び本市ウェブページ等により結果を公表します。	

■ 活動・景観の名称

■ 応募・推薦理由

■ 応募する部門どちらか1つにチェックを入れてください

地域まちづくり部門 まちなみ景観部門

【地域まちづくり部門】

活動団体の名称・住所・電話番号

名称: _____ 区 _____ 町 _____

住所: 〒 _____

電話番号 _____

活動の概要 _____

【まちなみ景観部門】

対象の所在地

_____ 区 _____ 町 _____

付近の案内図 _____

✂ 切り取り



第6回 横浜・人・まち・デザイン賞

【地域まちづくり部門】表彰一覧

- 1 新市民の森一帯の里山景観と生物多様性を守り育てる活動
- 2 初黄・日ノ出町地区のアートによる安全・安心のまちづくり
- 3 寺尾地区で身近なまちの暮らしを豊かにする活動
- 4 港南区の歴史を後世へ伝承する活動
- 5 高齢化が進む西柴を生き生きと暮らせる街にしたい
- 6 六角橋商店街の新たな企画 空き店舗を活用したドッキリヤミ市場
- 7 下和泉地区での交通不便を解消 コミュニティバスの自主運営活動



第6回 横浜・人・まち・デザイン賞

【まちなみ景観部門】表彰一覧

- 1 ヨコハマアパートメント
- 2 防火帯建築を活用した吉田町のまちなみ
- 3 日産グローバル本社NISSANウォーク・横浜三井ビルディング公開空地
- 4 ザ・テラス/パークサイドカフェ
- 5 BankART Studio NYK・創造空間 万国橋SOKO
- 6 ラバンクドロー
- 7 山手ライナー

地域まちづくり部門

横浜市内における、おおむね3年以上の取組実績がある地域まちづくり活動を募集します。

まちなみ景観部門

横浜市内の「まちなみ」や「建造物」で、おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものを募集します。

横浜 人まちデザイン賞 募集!

第7回

応募締切

平成 26 年 6 月 30 日(月)

魅力的なまちをめざしてがんばっている活動や、まちの個性となる景観を推薦してください。



横浜 人・まち デザイン賞



募集期間

平成 26 年 5 月 1 日(木) ~ 平成 26 年 6 月 30 日(月)

問合せ先

地域まちづくり部門

この部門は、横浜市地域まちづくり推進条例に基づき表彰するものです。

横浜市都市整備局地域まちづくり課

Tel:045-671-2696 Fax:045-663-8641

まちなみ景観部門

この部門は、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき表彰するものです。

横浜市都市整備局景観調整課

Tel:045-671-3470 Fax:045-663-8641

過去の受賞作品は

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/m11/jyushousakuhin.html>

に記載しています。



地域まちづくり部門



市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。

地域まちづくり部門の募集にあたって

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会長
山家 京子 (神奈川大学工学部建築学科教授)

社会の成長・成熟に伴い、地域社会のあり方は大きな変化を迎えています。ライフスタイルの多様化やネットの普及などで、私たちの人間関係が希薄化したと聞くことも多くなっています。そのような中、市民の皆さんが自主的に、「地域の環境改善」や「まちを元気にしていきたい」と、市内各所で様々な活動に取り組まれていることに、私は横浜の地域社会の発展の可能性を感じています。ぜひ、地域のまちづくり活動を応募してみてください。

受賞活動の例

- **新治市民の森一帯の里山景観と生物多様性を守り育てる活動** (第6回)
横浜の原風景と呼ばれる谷戸の景観が連なり、さまざまな生き物が生息しています。地元農家の協力も得ながら、多くの市民が森や田んぼを手入れしています。近隣小中学校や市民団体と連携し、次世代への担い手を育てる活動を進めています。
- **六角橋商店街の新たな企画 空き店舗を生かしたドッキリヤミ市場** (第6回)
閉店後のシャッター前でフリーマーケットやライブイベントを行い、商店街を盛り上げています。商店街の知名度も上がり、今では商店街に空き店舗はありません。
- **下和泉地区での交通不便を解消 コミュニティバスの自主運営活動** (第6回)
路線バスの廃止と減便で交通不便地域となり、特に高齢者の外出機会が減ることが心配されるようになりました。そこで、バスを自主運営する組織を立ち上げ、寄付を募り民間のバス会社と契約を結び定期運行を実現しました。
- **ハッピーローソン** (第5回)
多くの親子連れが集まる山下公園で、子育て支援活動の拠点として、お母さんをサポートする商品や環境を整えた店舗づくりをしています。親子で楽しめるイベントで、遊びに来るきっかけづくりになっています。



応募要件

- 横浜市内における地域まちづくりであること。
- おおむね3年以上の取組実績があること。

過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門」で表彰された活動は対象外とします。

選考の視点

- 公共性 (地域社会への貢献)
- 積極性
- 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携
- 今後の活動の継続性・発展性
- 創意工夫

まちなみ景観部門



地域の個性と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。

まちなみ景観部門の募集にあたって

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会長
佐々木 葉 (早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授)

「まちなみ景観部門」では、これまでに建築物をはじめとして橋や公園、ガス灯や交通施設など、多岐にわたる景観を表彰してきました。まちの魅力ある景観は、大きな建物だけでなく住宅や公園、サインやストリートファニチャーなど、様々な要素によって成り立っています。皆さんもぜひ身の回りにある「いいな」と思う景観を探してみてください。たくさんのお応募をお待ちしています。

受賞景観の例

- ◆ **ヨコハマアパートメント** (第6回)
西区西戸部の入り組んだ住宅街のなかに建てられたシェアハウスです。共用スペースは日常生活や、地域の交流の場としても利用されています。
- ◆ **防火帯建築を活用した吉田町のまちなみ** (第6回)
戦後復興期の1950年代に、防災を目的として市内中心部に多数建てられた長大な壁面をもって連続する「防火帯建築」をギャラリーや店舗に活用し、地域のイベント拠点にもなっています。
- ◆ **山手ライナー** (第6回)
走行する山手地区の雰囲気にあわせた柔らかな色合いの車体カラーが特徴的なラッピングバスです。地区内には色合いやデザインが統一されたバス停も設置されています。
- ◆ **はまみらいウォーク** (第5回)
横浜駅東口地区とみなとみらい21中央地区を連絡する歩行者専用の橋です。横浜駅方面からの歩行者を快適に導く役割を果たすとともに、海を望める開放感のあるデザインとしています。



応募要件

- ◆ 横浜市内に存する「まちなみ」や「建造物」であること。
 - ◆ おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものであること。
- 過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門」で表彰された景観は対象外とします。

選考の視点

- ◆ 地域の個性と魅力にあふれた、新しい景観の創造に寄与しているもの
- ◆ まちの活性化に寄与し、賑わいのある景観を形成しているもの
- ◆ 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与しているもの
- ◆ 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- ◆ 景観と環境や福祉への配慮などの、先進的な取組が調和しているもの

郵便はがき

2 3 1 8 7 9 0

000

〇〇局承認

0000

横浜市中央区港町1-1
横浜市都市整備局
横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行



■ 応募者氏名

どちらかに○をつけてください
自薦 他薦

■ 応募者住所 〒

■ 応募者電話番号

今回の募集をどこで知りましたか

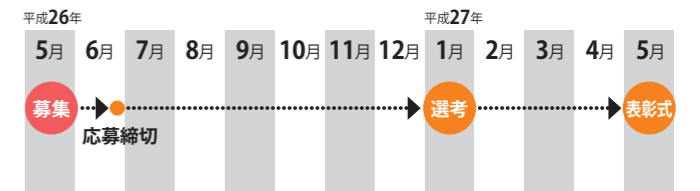
- 1. 市役所
- 2. 区役所
- 3. その他公共施設
- 4. 広報
- 5. 友人・知り合いから
- 6. その他

この賞があることを知っていましたか

- 1. 以前から知っていた
- 2. 今回初めて知った

8< 切り取り

選考の流れ [予定]



地域まちづくり部門 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

まちなみ景観部門 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が選考します。

応募・推薦方法

- 上の応募はがきに必要事項を御記入のうえ、切手をはらずにポストへ投函してください。
- 横浜市都市整備局のホームページからも応募できます。
- http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/m11/
- 自薦 (地域まちづくり活動を行っている本人、建物所有者や設計者など)、他薦は問いません。
- 応募はがき1枚につき1件の記入とし、何件でも応募できます。



第7回

応募締切

平成26年6月30日(月)

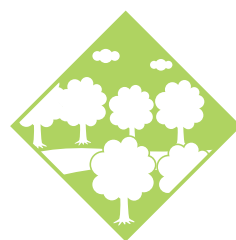
横浜 人まちデザイン賞

魅力的なまちをめざしてがんばっている活動や、
まちの個性となる景観を推薦してください。

募集!



横浜
人・まち
デザイン賞



地域まちづくり部門

横浜市内における、おおむね3年以上の取組実績がある
地域まちづくり活動を募集します。



- ① 新治市民の森一帯の里山景観と生物多様性を守り育てる活動
- ② 初黄・日ノ出町地区のアートによる安全・安心のまちづくり
- ③ 寺尾地区で身近なまちの暮らしを豊かにする活動
- ④ 港南区の歴史を後世へ伝承する活動
- ⑤ 高齢化が進む西柴を生き生きと暮らせる街にしたい
- ⑥ 六角橋商店街の新たな企画 空き店舗を活用したドッキリヤミ市場
- ⑦ 下和泉地区での交通不便を解消 コミュニティバスの自主運営活動

まちなみ景観部門

横浜市内の「まちなみ」や「建造物」で、おおむね10年以内に新しく
造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものを募集します。



- ① ヨコハマアパートメント
- ② 防火帯建築を活用した吉田町のまちなみ
- ③ 日産グローバル本社NISSANウォーク・横浜三井ビルディング公開空地
- ④ ザ・テラス/パークサイドカフェ
- ⑤ BankART Studio NYK・創造空間 万国橋SOKO
- ⑥ ラバンクドロー
- ⑦ 山手ライナー

市役所、区役所、地区センター等で配布している募集リーフレットの応募はがきか、
横浜市都市整備局のホームページから応募してください。

問合せ先



地域まちづくり部門

[横浜市都市整備局地域まちづくり課]
Tel:045-671-2696 Fax:045-663-8641



まちなみ景観部門

[横浜市都市整備局景観調整課]
Tel:045-671-3470 Fax:045-663-8641

人・まちデザイン

検索



広報について

【新規実施：ゴシック表示】

広報内容	時期（予定）	備 考
記者発表	4月下旬	
都市整備局ホームページ掲載	5月～6月	
広報よこはま「はま情報」募集記事掲載	5月1日	
神奈川新聞「市民の広場」募集記事掲載	5月上旬	
テレビ神奈川「ずばり！ 横濱」募集放送 ※お知らせコーナー	5月上旬	
市庁舎1階市民広間にて広報パネル展開催	5月	
建築・土木系雑誌へ募集記事掲載	随時	日経アーキテクチュア、 日経コンストラクション、新建築等
タウンニュース掲載	5月～	
地域まちづくり課メールマガジン 「ヨコハマ人・まち」掲載	5月上旬	
横浜市広報ツイッター掲載	5月上旬	
市民活動支援センターメールマガジン 「ハマセン！」掲載	5月上旬	
募集リーフレット・ポスター配布	5月～6月	各区役所、駅PRボックス等 (配布先は裏面参照)
市内地域まちづくり活動団体等へ情報提供	5月	地域まちづくり組織、まち普請整備団体等
市内建設関係の業界団体への情報提供	5月	日本建設業連合会、日本建築家協会、日本 商工会議所、神奈川県建築士事務所協会等
市内大学・市立高校への情報提供	5月～6月	大学28校、高校11校
中間支援組織への情報提供	5月～6月	区民活動支援センター、社会福祉協議会、 まちづくり支援団体、地域ケアプラザ等
まちづくりコーディネーターへの情報提供	5月～6月	コーディネーター75名
過去の受賞者への情報提供	5月～6月	

(募集リーフレット配布先一覧)

場所	箇所数	備考
市民情報センター	1	
区役所広報相談係	18	
行政サービスコーナー	13	
地区センター	78	
コミュニティハウス	70	
地域ケアプラザ	130	
公会堂	8	
図書館	14	
駅（PRボックス）	18	区1か所 乗降者数の多い駅に配架
区社会福祉協議会	18	
市民活動支援センター	1	
区民活動支援センター	18	
男女共同参画センター	2	
まちづくり支援団体	9	
まちづくりコーディネーター	75	
緑の協会	1	
県民活動サポートセンター	1	
ボランティアセンター	1	
市内大学	28	
市立高校	11	
過去の受賞者	73	

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

(賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

- (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
- (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次にについては顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの
- (2) 積極性が評価されるもの
- (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
- (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年4月1日から実施する。

この細目は、平成20年3月21日から実施する。

この細目は、平成24年4月1日から実施する。

この細目は、平成25年4月1日から実施する。

第9回 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会	
日時	平成25年10月3日(木) 午前10時00分～12時00分
開催場所	市庁舎8階 802会議室
出席者	【委員】岩松委員、川原委員、小渡委員、山家委員、吉武委員 【事務局】小池(都市整備局地域まちづくり部長)、大塚(都市整備局地域まちづくり課長)、中里(都市整備局地域まちづくり課担当係長)、田所、湯川
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者なし)
議題	1. 部会長等の選出について 2. 第7回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について (ア)選考の方法 (イ)スケジュール (ウ)募集・広報の方法
決定事項	1. 表彰部会部会長は山家委員、職務代理者は川原委員に決定 2. 事務局案のスケジュールを承認 3. 事務局案の募集・広報の方法を承認
議事	<p>1 部会長等の選出について</p> <p>(事務局) 開会挨拶。 各委員の紹介。委員の過半数の出席(5人中5人)があり、会議が成立していることを確認。傍聴者がいないことを確認。 条例等に基づいて、表彰部会部会長と職務代理者を決めてください。 (吉武委員) 5人のメンバーのなかで委員を継続しているのは山家委員と私だけです。できましたら部会長は山家委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。 (委員一同) 異議なし。 (事務局) 山家委員よろしいでしょうか。 (山家委員) 引き受けさせていただきます。 (事務局) では、山家部会長に議事の進行をお願いします。 (山家部会長) 表彰部会要綱第4条第3項により、「職務代理者は、部会長の指名によって定める。」こととなっています。川原委員を指名したいのですがいかがでしょうか。 (委員一同) 異議なし。 (山家部会長) 川原委員よろしいでしょうか。 (川原委員) 引き受けさせていただきます。</p> <p>2 第7回 横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について</p> <p>(ア) 選考の方法について (山家部会長) 第9回横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の議事に移ります。議題1の「第7回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方」について事務局から説明をお願いします。</p>

(事務局) 議題 2 (ア) 資料説明。

(山家部会長) 「地域まちづくり」の概念は、条例の第 2 条第 1 項第 3 号で「安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組」となっています。

横浜・人・まち・デザイン賞は、幅広く市民の皆さんのまちづくり活動を顕彰対象としていて、前回であれば「港南区の歴史を後世へ伝承する活動」も選考しましたが、条例で言う概念とは少しニュアンスが違うように思いました。

例えば、地域や自然など、維持していくような環境があつて、それを保全していく活動などは条例の地域まちづくりの概念と合いますが、顕彰対象のまちづくりはもっと幅広いと思いました。

(事務局) 「地域まちづくり」の概念についても皆様の意見を聞かせていただければと思います。優れた個別の活動が「地域まちづくり」の概念が原因で対象外となっていないかなども今後検証していただければと考えています。

(山家部会長) 前回の「寺尾地区で身近なまちの暮らしを豊かにする活動」や「高齢化が進む西柴を生き生きと暮らせる街にしたい」は、自分達の暮らしを豊かにしたい、元気なまちにしたいという活動で非常に分かりやすい。市民の皆さんが思い描くであろう「地域まちづくり」としてマッチすると思います。それを踏まえて、なにか横浜の特色を出せればいいと感じます。

(吉武委員) 特定の場所や活動に留まらないサポーター的な活動などは、評価が非常に難しい。まちづくり活動の行われ方だけではなくて、継続的な活動をどう評価するのか考えることも必要だと思います。

(岩松委員) まちづくり活動の評価というのは、活動している者には、あまりいい言葉ではないと思う。選考されなかったことで、落選したというイメージを与えてしまう。

(山家部会長) ハード的なまちづくりに限らず、活動というソフト面でもまちづくりを評価していくことが重要となっています。

(川原委員) 顕彰候補の活動を審査資料からじっくりと読み取ることが大切になると思います。各地で行われている市民活動をさまざまな面から評価していくことになると思います。

(吉武委員) 横浜・人・まち・デザイン賞に限らず、以前は建築物などのハードに対する評価が多かったが、現在では自然の形を生かしたまちづくりに対する評価も増えています。新しいまちづくりのあり方として活動や仕組みなどのソフト面が大切だと認識していくことが重要だと思います。

(山家部会長) 経験から、自薦と他薦では各グループの作成する資料の充実度に差が生じていると感じています。特に他薦の場合は記載内容が薄くなってしまう傾向があり、選考への影響を心配しています。

(事務局) 資料の内容が薄い場合は、事務局が追加調査し審査可能な資料を作成することもあります。限界もあります。

(吉武委員) 審査資料に書かれた内容の行間を読むようなことも必要だと思います。

(川原委員) 資料中の動機・背景の欄の前に活動の目的を記載する欄があるといい

	<p>う充実すると思いますがどうでしょうか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p> <p>(事務局) 資料を修正します。</p> <p>(岩松委員) 各グループが資料を作成しやすいよう、記入見本を添付して作成依頼してはどうでしょうか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p> <p>(事務局) 対応します。</p> <p>(吉武委員) 資料中の各欄への記載項目の説明も平易な文に変えてはどうでしょうか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p> <p>(事務局) 検討します。</p>
	<p>(イ) スケジュールについて</p> <p>(事務局) 議題2 (イ) 資料説明。</p> <p>(山家部会長) ご意見はありますか。</p> <p>(委員一同) 特にありません。</p> <p>(山家部会長) では事務局案のスケジュールで進めていきたいと思います。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p>
	<p>(ウ) 募集・広報の方法について</p> <p>(事務局) 議題2 (ウ) 資料説明。</p> <p>(山家部会長) ご意見はありますか。</p> <p>(小渡委員) まちづくりという言葉が大きくアピールしていけたらいいと思います。募集の段階で、もう少し市民の皆さんに広がるともっと良くなるのではないかと思います。</p> <p>(事務局) 募集パンフレットの目立つ場所に地域まちづくり活動とまちなみ景観を募集しているということを表示したいと考えています。また、次回の募集ではチラシ作成を止め、ポスターでアピールしていこうと考えています。</p> <p>(山家部会長) 最近では、フェイスブックやラインなどのソーシャルネットワークサービス (SNS) などでアピールしていくことが多いですが、次の募集では SNS 等を活用する予定はあるのでしょうか。</p> <p>(事務局) 横浜市ではツイッターを活用した情報発信を行っています。今後、フェイスブック等での広報を検討していきたいと思います。</p> <p>(山家部会長) 他に意見はありますか。</p> <p>(委員一同) 特にありません。</p> <p>(山家部会長) では事務局案の募集・広報の内容で進めてください。</p>
	<p>3 その他</p> <p>(山家部会長) その他になにかありますか。</p> <p>(一同) 特にありません。</p>

	<p>(山家部会長) それでは、第9回 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会を終了します。</p> <p>(一同) ありがとうございました。</p>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員名簿 (2) 表彰部会部会長等の選出について (3) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について (4) 第7回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門 実施概要 (案) (5) 第7回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール (案) (6) 第7回横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について (7) 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱 (8) 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱 (9) 横浜まちづくり顕彰事業実施細目

第9回 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会議事録	
議題	1 第7回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議） 2 その他
日時	平成25年10月21日（月） 午後3時から午後4時30分まで
開催場所	横浜市開港記念会館 2階7号室（中区本町1-6）
出席者（敬称略）	委員：佐々木葉（部会長）、金子修司、鈴木智恵子、関和明 書記：青木治（都市整備局担当理事（企画部長））、綱河功（都市整備局都市デザイン室長）、 小池政則（都市整備局地域まちづくり部長）、塚田洋一（都市整備局景観調整課長）
欠席者（敬称略）	委員：竹谷康生
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	議題1：選考方法について了承した。また、選考方法やPR手法、募集リーフレットの体裁等について本日の意見をもとに引き続き事務局で検討を行う。
議 事	<p>議 事</p> <p>1 第7回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議）</p> <p>資料を用いて事務局から説明を行った。</p> <p>○佐々木部会長 それでは、きょうは選考の進め方にかかわることの議論ですので、今ご説明いただいたところはどこでもいいと思いますので、ご質問、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。</p> <p>○鈴木委員 賞の広報についてですけれども、大分力をまた入れるように、いろいろと新しいところでも広報することになって、また私は拝見していないのですけれども、パネル展をやっているし、やはりやる前とやった後の結果を、両方市民の皆さんに知っていただくような広報はすごく大事だと思うので、すごくいいことだと思います。ほかに、例えば、横浜市内でテレビ神奈川の番組枠を持っていますね。ああいうもので、写真もいいですけれども、実際にだれかが尋ねていくようなちょっとした番組をつくって、こういうものがありますみたいな紹介の番組などをすると、割と親しみやすくいいのではないかと思います。</p> <p>あと、前回のときもご提案をしたのですけれども、受賞案件をめぐるバスツアーのような、市民が参加するようなものを作って、これだけ横浜市が景観に力を入れているというのをPRしてもいいのではないのでしょうか。そして、横浜駅東口の方からみなとみらいや山下町のあたりまで、水際沿いは本当にきれいに整備されてきていると思います。その辺はよく知ってもらいたいと思うので、そういうバスツアーなどもいいのではないかと思います。</p> <p>○佐々木部会長 ありがとうございます。広報は2つあって、どれだけ応募してもらえるかというための部分と、受賞が終わってからの作品を紹介するという。今は特に後半のほうをどうやってやるかということですね。</p> <p>○鈴木委員 審査する前に現地調査を行いましたね。あれが結構自分が楽しかったので、ほかの人も見たら結構楽しいのではないかと思います。ちょっとレア系というか、そういうものも入っているし、いわゆる商業建築ばかりでもないです。だから、そういうものではないものは、よほどそういうものに興味を持っている方でないとはやはり知らないのです。横浜市は市民の人も結構そういうことに興味を持っている人が多いと思いますので、そういう機会をつくったら、応募する人もふえるのではないかと思います。</p> <p>○佐々木部会長 過去に受賞作品を載せた地図みたいなものがありましたよね。</p> <p>○塚田書記 受賞作品を紹介するパンフレットの中で、賞の内容や受賞作品の地図などを掲載し配布しています。過去についても、情報をリストにして紹介したり、また、ホームページでも公開したりしています。先ほど</p>

もバスツアーなどのお話も以前いただいておりまして、予算化も含めて検討していますけれども、なかなか厳しい。お金をかけない中でできるだけそういったことでチャレンジしていければと考えております。

○金子委員

改めてこうやって見ると、今、鈴木先生がおっしゃったように、やはりこれは選ばれたものを見ると、結構明確な視点で選んだかなという思いがあります。これは、普通の人は余りわからないかもしれませんが。こういう賞を顕彰しましたというのを、本当に普通の人にわかるようなものがあると、いいのかもしれませんがね。ある意味では、ちょっと専門的などところに特化している部分もあるし、我々専門家にとってはよくわかるかもしれませんが、まちの人たちが、「ああ、横浜ってこういうところがあるの」「こういうものもあるの」というようなことがわかると、例えば第6回で表彰した吉田町の防火帯建築とか、ヨコハマアパルトメントだと、これは実に横浜らしいし、こうやって見ていくとよかったなと思うのです。そういう何か工夫が本当はもっとあってもいいかもしれません。

○関委員

この賞は特にまちなみ景観部門のほうは都市美審の広報部門です。ほかの事業はどういう広報をやっているかわからないのですが、昨年審査を担当させていただいて、実は昨年までは私自身が余り知りませんでした。歴史的なものだけでもなくて、やはりこれからの都市の都市空間を美しくというか、良くしていくという、あるいは良くしているものがこうですよということをもっとアピールするわけですから、そういう意味では、どういうものが受賞されたかという今までの蓄積をできるだけ広報する。それによって、逆に応募もふえていくのかなというふうに思います。何かそのサイクルを考える上では、展示はもちろんですが、こういうパンフレットとか、ちょっとイベント的な仕組みもやって、応募してもらうものを増やすだけではなくて、既に表彰したものがたくさんあるわけですから、そういうストックをなるべく周知するという、それは本当に大事かなと思いました。

それで、資料3の広報案の中で、過去の受賞者への情報提供という、これは情報提供だけではなくて、例えば第6回に表彰した「BankART STUDIO NYK」はNPOが市の委託を受けて管理を行い、5年間続けてあの場所が同じようにマネージされている。既に受賞した案件はもう受賞できないわけですから、逆に広報の一端を担ってもらいたいな、そういうことをすると良いかと思います。また、来年のトリエンナーレ期間の前後などで、別のイベントとリンクさせるみたいなことで、横浜市でやっているいろいろ広い意味でのまちづくりとか、都市景観の魅力アップみたいなものもいろいろ連携していくと、この賞もその意味で、受賞するというと何か価値があるものになるのではないかな。

○鈴木委員

そうですね。この賞のランクが上がってくるというか、賞自体がアップしていくような。

○関委員

吉田町のギャラリーの方だって、受賞されてから誰が受賞するのかというのは、ちょっともめたようでしたけれども、受賞することが決まってから、では自分たちも何か今度それをきっかけにして、またトライをしていくみたいなことをちょっとおっしゃっていたので、そういう意味で、あげっぱなしではなくてというのも非常に大事ですね。まちなかでしたら、歩いてのツアーみたいなものも比較的しやすいし、郊外部のところは、少し特別なことを行ってもいい。

もう一つの部門がありますね。そういう活動の人たちともリンクして、一緒にやるとかすると、余りお金がかからないかもしれません。我々はそういうものもお手伝いしなくてはいけないのかなと少し思っています。

○佐々木部会長

これは、受賞したときに例えば登録文化財などのように外に張れるプレートはないのですね。

○事務局

表彰の際に小さいプレートをお渡ししていますが、建物に張れるようには出来ていません。

○小池書記

仮にこのプレートを張ってもその意味合いがわからないですね。

○金子委員

これは、ぜひ建物にプレートを設置させてもらうというようなことをやってもいいですね。

○佐々木部会長

多分、一番大きなお金がかかるということはあると思うのですが、何か。そんな高級なものでなければ。

○小池書記

本市で行っているヨコハマ市民まち普請事業でも同じような議論がありまして、まち普請で整備した施設などにやはりそれをわかるようにすべきだということで、去年ぐらいからちょっとしたプレートを張ってもらうように始めたところですので、多分、そんなにお金はかからないと。

○佐々木部会長

小さくてもちょうど目線のあたりに置いておけば、ちゃんと気がつく方は気がつくかもしれないです。

○金子委員

すごくきれいにできていますね。

○佐々木部会長

これはお部屋の中に飾っておくという。では、ちょっと確認として具体的に進めていくときに、例年と少し変わったところなど、これでいいのだろうかというところも確認をしていただけるといいかなと思います。資料の順番でいくと資料2にフロー図があって、まちなみ景観部門の物件調査時に必要に応じて物件設計者等にヒアリングをしますということなのですが、これについて何かご意見がいただければと思うのですが、いかがでしょうか。趣旨としては、他薦で推薦されてそれが受賞に至った場合、その段階で初めて聞いて、驚いたり、ためらわれたり、いろいろあるということですので、具体的にどういうふうにされようと思っているか、この部分についてももう少し説明いただけますか。

○塚田書記

選考資料となる個票については、市と委託したコンサルタントで作成していくわけですが、内容についてもいろいろな形で調べまして、表現はしていきます。ただ、やはり細かいところまで把握できない場合がありますので、ある程度対象を絞り、候補になりそうなものについて必要に応じて相手方に話を持ちかけていきたいと考えているところです。その辺は状況を見ながら、また先生方のご意見もいただきながら、進めていきたいと考えています。

○金子委員

1つ前回の例で、吉田町を表彰する際に、同じ類のものが応募されていて、それと一緒にしようよという話がありましたね。あと、日産の通り抜け通路も三井の公開空地とあわせて表彰しました。ああいうときにもしかしたら、一緒になるかもしれないみたいな話というのは、もう予見される。でも、応募の段階では受賞するかどうかはわからないでしょうか。ヒアリングというのは、応募時ではなくても、かなり選定されたころでもいいですね。

○塚田書記

先ほど申し上げた通り、極力自分たちで調べたうえで、必要に応じて情報を付加するために行っていく。または、必要に応じて絞り込む視点も含めてヒアリング等を行っていきたいと考えています。

○関委員

推薦される方はすごく迷っているかもわからないので。さっきの吉田町の事業者の名前が、吉田町名店街会という名前がダサいと感じ、今度変えようかなどと言っていた時に表彰され、古い名称のままで表に出てしまったとか言っていました。

○金子委員

私は歴史が感じられていいと思っていました。そうですか。

○塚田書記

ちなみに、前回のヨコハマアパートメントなどは、実際見に行った際にいろいろ様子も説明してもらいましたが、あれもやはり運営の具体的な内容というのは聞かないとわからないところがありますね。もちろん現地視察というのが大事なところだと思いますけれども、そういうことを絡めて進めればと考え

ております。

○佐々木部会長

非常にそれは前向きな丁寧な作業になるのですが、一方で、これはまちなみの賞なので、外から見た人がどう思えるかというレベルでの受賞になってきますから、いろいろ話を聞いてくると、「こんな苦勞があったんだよ」とか、「こうなんだよ」とかと聞くと「ああ、よかったね」ということになってしまいます。でも、その話を聞かなければ、普通に歩いている人にとっては何の魅力もないということもなくはないので、難しい。必要に応じてというのは、結構難しいなと私は思っているのです。もしこの賞を取りたいと思っている方だと、非常に立派にプレゼンテーションをしてきたりすると、それをどう、審査する側がクールに聞けるかというところはちょっと悩ましいかなと思います。

たまたま、私は土木学会でも橋や公園などの表彰を行っているのですが、一切ヒアリングとかそういうものはしないという方法でやっているのです。やったほうが良いという意見も出てきたり、行ったり来たりなのです。でも、どうしても関係者の話を聞いてしまうと、情が移ってひいき目に見てしまうので行ってない。

○塚田書記

もちろんヒアリングについては、ここにありますように必要に応じてということなのですが、基本的には事務局のほうでこういう内容を調べたいということを決めながら話をさせてもらった中で、それをご報告していきたいと基本的には考えています。

○佐々木部会長

臨機応変に、必要に応じてという形。だから、必要に応じてというのが非常に積極的というよりは、ちょっとこれはどう見ていかかわからないというようなときのほうに聞くというぐらいのニュアンスで受けとめていただいていたほうが良いのかなという気がします。

○鈴木委員

今まで、まったくそういった事業者へのヒアリングなしで最後の表彰までいった例もやはり多いのですか。

○塚田書記

多いです。

○鈴木委員

では、全然それまではそういう関係者の方とは接触しない。

○佐々木部会長

そうしたら、具体的にタイミングで言うと、先ほど受賞の候補に上がりそうなものに対してはどのようなお話もあったのですが、そうすると、事前に資料をいただいて、これはいいのではないかとか、見たいとかというのが出た段階で、そこに全く挙がってこないと受賞ということになかなかならないだろうから、多くの先生たちが見つけたものなどで、少しこれは事情を知っておいたほうが良いかなという、その段階からですかね。

○塚田書記

そうですね。

○佐々木部会長

それだとうまくスケジュールが合うかなというの、忙しくなってしまうかなという心配もありますけれども、そこも含めて今回は臨機応変にやってみましょうということ。

その他、進行のところで1点確認をさせていただきたいです。選考方法について、選考は部会で行い、都市美審のほうには報告という形で意見をもらうということはないということですね。

○金子委員

第5回の選考の際に少し論議があって、第6回から変わったのです。

○佐々木部会長

わかりました。それでは、資料3でご説明頂いた広報のほうで、新たにいろいろなメディアでというの

がりましたが、こちらについて何かご意見があれば。

○金子委員

前回の応募件数は198件となっています。これは1件に大量に応募が集中したというものがありました。それを外すと、ほとんど前々回と同じぐらいで若干ふえたかなという。結構頑張ってそのぐらいというのは、なかなか厳しいですね。画期的に増やす必要があるかどうかは別ですけども。

○佐々木部会長

そうなのです。こういうのは、やっていけば、やらないよりやったほうが良いというのはもちろんなので、どのあたりが一番効果的であるかというのは難しいですね。

○金子委員

横浜市は広報用のツイッターアカウントがあるのですか。

○事務局

あります。

○佐々木部会長

ウェブ系、アナログ系と両方ありますが、例えばまちづくりコーディネーター等への情報提供と書いてあるのは、具体的にはリーフレットを送るということですか。

○塚田書記

はい。もちろん、趣旨や内容について説明を行いながら情報提供していきます。

○佐々木部会長

ちなみに前回だと全部でどれぐらい募集リーフレットをまいているのですか。

○事務局

前は13000部です。そのうち、重複を含めて160件程度がはがきの応募で、ウェブでの応募が30から40件程度です。

○佐々木部会長

ウェブは少ないですね。そうすると、13000で150。

○金子委員

そんなものなのですね。

○佐々木部会長

ウェブでの応募というのは、ホームページに行って、名前や物件名を書き込むと。まちを歩いていて、いいなと思って、スマホで撮影して、その場で送ってというところにはまだ行っていないのですね。それをやると、応募数は急激に増えるかもしれないけれども、扱いが大変ですね。

○事務局

第6回のときに、応募する際には最低限、一言自分の横浜という町に対する思いを添えたうえで、ある程度の責任を持って出してもらうべきではないか、というご意見を頂きましたので、今回もそういった応募方法は見送っています。

○佐々木部会長

ただ、前回と今回だとスマートフォンの普及率がもう着々と変わっていて、ほとんどパソコンを持ち歩いているのと同じ感じですから、文章をつけて送るというのも可能になっています。

○金子委員

応募ページへのアクセスが簡単にできるようにはしておいた方が良いでしょう。

○事務局

今回は募集リーフレットにQRコードを記載しようと考えています。

○関委員

応募総数が198で、件数が84と半分以下なのでですけども、これは重複があり、更に既に受賞したのも除外しているということですね。もう既に受賞しているという情報については、余り知らない方も多いかもかもしれません。そういったものは前回どの程度ありましたか。

○事務局

全部で10件弱程度です。

○佐々木部会長

そうでしたら、広報については新規のところをお願いしてということでもよろしいでしょうか。その他は何かございますか。

○金子委員

一つ、前回のときに出ましたけれども、インセンティブの話。これは建築局がこの賞をインセンティブにすると決めてくれたのです。それを余り知られていないので。設計のプロポーザルをやるときに、建築は学会賞とか、そういう非常に大きな賞は当然ですけども、神奈川県建築コンクールとか、それから市長表彰だとか、優良設計者表彰というのがインセンティブになっている。それらに加えてこれもインセンティブになるということにやっとなった。

それが余りオープンになっていなかったという。だれかが該当したかという、それは全くわからないのですけれども、多分なかったと思います。若い設計者はやはり結構ある種のチャンスになるので、私はぜひそれを、余り差し支えがない範囲で何か、どういう表現がいいかわからないですけども、インセンティブになるということをごどこか応募要項の中に入れられるとうれしいと思うのです。

○佐々木部会長

それは見る人はちゃんと目にとめるでしょうから。一般の方は何これと思うのでしょうかけれども、設計者の方などは目をとめられると思うので、募集リーフレットの表彰とかという所の下に書けばいいのですね。

○金子委員

何かちょっと書いていただけるといいかなと。制度的にそれがオーソライズされているというのを確認していただいた上で、ぜひ。

○佐々木部会長

それと、応募対象がまちなみ、建築物、工作物等で、私は土木が専門なので、やはり橋とか、公園とか、例えばストリートファニチャーとか、そういうものも応募対象になるよというのが必ずしもイメージされていないかなと。前回の募集リーフレットの絵もみんな建築物になっていて、プロムナード、モニュメントというのはあるのですけれども、ただここに橋とか入ると、公共物になってしまうのですね。原則として民間のものというところ、そこでバッティングするのでしょうか。事業者が民間でない絶対だめということではないのですね。

○塚田書記

公共でも表彰することは可能です。

○佐々木部会長

この辺をどうするかですね。構造物はめったに褒めてもらえないので、たまにいいものがあればということで、ちょっと思ったのです。

それと、もう一つは看板、サイン類をどうするか。しゃれた看板とかというのは、今まで余りありませんしたか。

○金子委員

山手ライナーは一つの看板かもしれません。

○塚田書記

看板類については、本市では別途屋外広告物条例に基づく屋外広告物審議会を持っておりまして、各委員の方々からいろいろご意見をいただいております。いいものについては、やはり表彰制度があったほうがいいのではないかとご意見もいただいております。他都市の状況も踏まえて検討しているところです。今年中には屋外広告物審議会を開催して、表彰制度についてご意見をいただいたうえで市としても詰めていきたいと考えております。もちろん、このデザイン賞が既にありますので、関係についてどう進めていくかということも含めて調整させていただければと思っています。別途賞を設けるのか、デザイン

賞の中に位置づけて審査を屋外広告物審議会のほうに委ねる形をとるのか、そこも含めて市内部もまだこれで行こうということを決めているわけではありませんので、しばらく検討を進めていきたいと考えています。

また、毎年9月10日の屋外広告物の日にあわせて「横浜サイン」というパネル展のようなイベントをそごう1階の新都市プラザにて行っています。そういった、景観を形成する上で魅力となる広告物である「横浜サイン」という考え方を大事にしていきたいというところもあります。先ほどもありましたけれども、そういうイベントと絡めて詰めていったらどうかと考えております。

まだ何もなしで大変恐縮ですが、そういう検討を進めていき、屋外広告物審議会にも諮りながら、必要に応じてこちらにもご報告してまいります。

○佐々木部会長

つまり、今回はそっちについては特にアピールをせず、従前のやり方を継続していくのが望ましいという考え方でですね。

○塚田書記

はい。

○佐々木部会長

わかりました。何かここで少しPRなどをしておいて、出てきたものがいろいろ出てきたら、では、別途そちらにお願いしていくのかとか、そういうやり方もなくはないかなど。それで、広告物はこっちだし、まちなみはこっちだと、では街灯はどっちなのかとか、市民の側からいうと何かいろいろあるとまたややこしいかなど。

○金子委員

広告物と言った場合には、ある種の看板みたいなものの全体のデザインがいいか、看板、広告の内容が非常にきれいなデザインのいい広告がありました、というのとこの話とは違うわけですね。だから、ある建物か何かに設置された、何かすばらしい看板。何ていうのでしょうか。そういうものがあればいいという。

○佐々木部会長

このお店の看板は非常に建物と合っていて、しゃれていいねというようなものは、こちらでもいいでしょう。

○金子委員

こちらで見えていいでしょうね。

○塚田書記

そういう意味では、確かに趣旨がやはりちょっと違ってくるかもしれませんが。ここで言っている内容は、もちろんまちなみ、景観ということがありますので、金子委員がおっしゃったような形で進められるかと思えます。

○佐々木部会長

山手ライナーも少し動くものでしたけれども、非常に季節限定の例えばイルミネーションとか、そういうものもまちなみの季節感とか、彩りにとって非常に重要です。イベント的な観点というのは過去には余りなかったと思います。

だんだんそちらにも広げていくのか、やはり割とハードな長く残る建築等の底上げをしていくために、まじめにという変だけれども、しっかり建築物ベースでやっていくかというのは、両方考え方があると思えます。

○金子委員

私の感覚では、その辺はフレキシブルな扱いができればいいかなという感じですが。第5回で表彰したペットバーもそうですね。あれも言うてみれば、「どうしてこれを選んだの」と周りの人に言われたのです。いろいろ話をすると、「なるほど」ということになって、やはりまちの一つの魅力かなという話に。だから、そういう視点の一つを考えるといいかなという感じはしていました。

○関委員

逆に言うと、これは事後的にというか、そういうケースが具体的に残ってから考えてもいいのかもしれないですけども、例えば以前都市美対策審議会で議論した、バス停の上屋と一体になった広告物について、ああいうものがもし自薦か他薦か何かで挙がってきて、それでどう考えるかみたいなことになるのかなと思います。実際に挙がってきていないのかもしれないですけども。

○金子委員

挙がっては来ています。ほとんど毎回来ています。

○関委員

挙がっているのですか、そうですね。でも、それをあらかじめ排除するというよりは、どうもやはりまちなみというと、公共物だからだめとは言えないので、その中でケース・バイ・ケースに判断して、うまく位置づけられれば、表彰するにしても表彰しなくても、そういうもののエントリーも可能であるということになってくれば、広告の質が上がるという気がします。

○佐々木部会長

そうですね。募集のときに、少しエントリーの幅を広げますよというメッセージを送るかどうかですね。

○関委員

前回の募集リーフレットの応募対象の欄に随分スペースがあるのだけれども、ここに少し例みたいなものを入れてもいいかなと思います。

○鈴木委員

あと、今割と屋上庭園とか、ビルの一番上を整備する事例があります。例えば鶴見のシアルなども、有名な地元の庭園作家の人がつくった石庭があります。鶴見というのは、まちづくりで總持寺が一つのキーワードになりますから、そういう禅というのを感じるものをつくるとか、これから割合そういうのも多くなるかと思うのです。まちなかの緑みたいな、何かそういうこともふえてほしいから、ふえてほしいものを、佐々木部会長もおっしゃっているように、やはりこういうふうにあってほしいというものは、賞の対象に入れるような形で、誘導と言ったら言葉が過ぎますけれども、何かそういう形での啓発みたいなものもいいのではないかなと思います。

やはりこの賞は本当に、横浜らしい賞であってほしいと思うので、余りイメージがかたく固定化してしまっているより、横浜は割と柔軟性があるみたいなのところはいつも示して行ってほしいと思うのです。核になるものは大事にしても、ほかの時代とともにまちなみはどんどん変わっていきますので。

先ほどの広告のお話などだと、すごくいいビルだとかできて、本当に広告で何か嫌な感じになってしまふところも多いので、そういうものをさせないためにも、例えばそういういいものはどんどん褒めるとか、何かそういうものもまちなみとして、広告の単体ではなくてやはりまちなみとしてこうあってほしいというのは、一つの提示をするわけですかね。こういう賞を差上げますということで、これはすごくいいと思いますということで、皆さんにそのように見てもらうわけです。だから、そういう点では、皆さんがおっしゃっているように、この賞はフレキシブルというか、そういう面もあったほうがいいですね。でないと、ほかのこういう建築の賞なんかと一緒にになってしまうので、そこは常に時代というものをこの賞は取り入れて行ってほしいと思います。反映させるというか。

先ほど関先生がおっしゃった、トリエンナーレには必ず遠方からも来る人がいます。横浜のトリエンナーレで、ついでにいろいろ見ていくという。前回トリエンナーレのときには、黄金町なども一緒にイベントをやっていました。普通だったら、黄金町とかというのはそういう情報が来ないですから。でも、トリエンナーレと一緒にやることで、では、黄金町のそういうものに行ってみようかと。そして、みんなちょっとカルチャーショックみたいなものを受けて、黄金町というのは、普通のまちづくりとは違う形でやっていたから。横浜ってすごいことやるね、みたいな感じでおっしゃっていた方などもいたから、やはりトリエンナーレみたいな大きいイベントとのときに、こういう賞も連携して何かやると、もう全部を紹介しなくてもいいと思いますから、そういうことは予算もつきやすいと思いますし、何か考えていただきたいと思います。

○佐々木部会長

このスケジュール案ですと、次は1月28日の合同で確認しましょうという感じですね。それからもう、募集に入るわけですが、例えば、募集リーフレットのここをもう少し書きかえましょう、みたいな話になったときに、これのデザインの決定というのはどこのタイミングになるのですか。

○事務局

前回までの流れですと、合同部会の際に募集リーフレットの簡単な構成案を提示させていただきまして、それで最終的な内容を詰めて年度中に確定という流れで行いました。

○佐々木部会長

そうすると、先ほどあったように応募対象の欄を少し足しますか。地域まちづくり部門は過去の受賞活動の紹介があるので、まちなみ景観部門も過去にこんなものが受賞しましたというのを少し例示的に挙げますかね。歴史的な建物を再生した例とか、気持ちのいい水辺とか、まちなみのちょっとした工夫とか、もちろんすぐれたデザインの建築物とかというのもあるので、ちょっと例示をイメージできるものを挙げていったほうがいいのではないですかね。それで、景観づくりの事業者、設計者などを表彰します。もし必要なら1月28日の前に1度委員の皆さんに送っていただいてもよいかと思います。あとはインセンティブの話ですね。では、ここを少し考えてみていただけると助かります。そのほかはございますか。

○金子委員

インセンティブの話は品がなくなってしまうでもいいけないので、そこは建築局側でインセンティブにするのは、こういうものですよと、ここに書かないで、向こうの応募要項の中で書くほうが本当はいいと思います。

○佐々木部会長

もちろんそうです。

○金子委員

それはよく検討していただかないと。

○佐々木部会長

では、その他、よろしいでしょうか。

2 その他

○佐々木部会長

では、大体意見も出たようですので、事務局からその他何かございますか。

○塚田書記

事務局からは特にありません。

○佐々木部会長

それでは本日の議事内容について確認を事務局からお願いいたします。

○塚田書記

まず、資料2のスケジュール案につきましては順次この案で進めさせていただきますけれども、ご意見がありましたように、物件調査の際にヒアリング等については、詳細についてまた順次委員の方々に確認をしていただきながら、進めさせていただきたいと考えております。

資料3の広報の内容について、新規事項についてはご了解いただいたということですが、テレビ神奈川の放送等については、お知らせコーナーだけではなくて、また、番組等のご紹介があれば、調整しながら進めさせていただくことにしたいと思います。

また、資料4についてはご了解いただいたということではありますが、先ほどありましたように、応募対象がイメージできるような表現、また、インセンティブの話等を含みながら表現をしていくということで進めさせていただきたいと思います。

	<p>また、冒頭にありました、今回のこの事業について、イベント等と連携しながら進めていくというところについても、事務局のほうを含めて検討させていただきたいと思います。</p> <p>今回の議事録については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、審議会の議事録についてあらかじめ指定した者の確認をとり、それを閲覧に供するというようになっておりますので、議事録は部会長の確認を得た上で公開することとしていただきたいと思います。</p> <p>なお、次回は合同部会ということですので、1月28日火曜日15時から予定しております。会場につきましては、決定次第改めてご連絡させていただきます。</p> <p>閉 会</p> <p>○佐々木部会長 少し予定よりも早いですが、これで審議を終わりましたので、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>○塚田書記 これもちまして、第9回都市美対策審議会表彰広報部会を終了します。ありがとうございました。</p>
資 料	資料1：横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の概要について 資料2：第7回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案） 資料3：第7回横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について（案） 資料4：第7回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の選考方法について（案） 資料5：横浜まちづくり顕彰事業実施要綱 資料6：横浜まちづくり顕彰事業実施細目
特記事項	・本日の議事録については、部会長が確認する。